

# 猿払村男女共同参画基本計画

平成29年3月

猿 払 村

## 1 計画策定の目的及び基本理念

「男女共同参画社会」とは

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

(男女共同参画社会基本法第2条より)

男女共同参画社会を実現することは、男性であることや女性であることといった性の違いによって縛られることがなく、仕事、家庭、地域生活などの多様な活動を自らの希望に沿った形で展開することができ、男女が共に夢や希望を実現し、一人ひとりがさらに豊かな人生を送ることができる社会へととなります。この計画は、本村においてさらなる男女共同参画社会の実現をするため、具体的な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するために策定したものです。そこで次のとおり基本理念を掲げます。

基本理念 男女が共に夢や希望を実現し、村民一人ひとりが

さらに豊かな人生を送ることができるまち

## 2 計画策定の背景

### (1) 国の動き

国では、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、平成12年12月には、この基本法に基づいて、「男女共同参画基本計画」が策定されました。「男女共同参画基本法」では、女性も男性もお互いにその人権を尊重しながら、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を、21世紀における最重要課題としており、市町村においても、男女共同参画社会の形成のための基本的な計画の策定に努めることが位置づけられています。平成16年12月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)の改正法が施行されたほか、平成17年12月には、「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定され、そこでは「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」など、12の重点分野が掲げられています。平成22年12月には、「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、平成27年12月には、「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

## (2) 北海道の動き

北海道では、平成9年3月に、男女が共に参画する社会を実現するための指針となる「北海道男女共同参画プラン」が策定されました。平成13年3月には「北海道男女平等参画推進条例」を制定するとともに、それまでの「女性室」を「男女平等参画推進室」に改組、また、「北海道男女共同参画推進部」を「北海道男女平等参画推進本部」に名称変更するとともに、推進体制の強化が図られました。また、この条例に基づき、新たに「北海道男女平等参画基本計画」が策定されました。平成20年3月には、「第2次男女平等参画基本計画」が策定され、5つの基本理念のもと、おおぬね10年間の施策の方向などが掲げられました。

## (3) 猿払村の動き

男女共同参画社会基本法第14条第3項では、市町村についても市町村男女共同参画計画を定めるよう努めることが求められています。また、平成28年4月策定の第7次猿払村総合計画においても、施策「地域コミュニティ・協働」の基本方針として男女共同参画の推進を図ることとしており、今後さらに踏み込んだ施策の展開をするため、本計画を策定し、村民一人ひとりが豊かに暮らせる村を目指します。

## 3 計画の位置づけ

### (1) 市町村男女共同参画計画及び女性の職業生活における活躍についての推進計画としての位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」及び女性活躍推進法第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」として位置づけるものであり、本村におけるさらなる男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針です。

### (2) 法令及び関連計画との整合性

この計画は、男女共同参画社会基本法、北海道男女平等参画推進条例、国の男女共同参画基本計画及び道の男女平等参画基本計画を踏まえ、第7次猿払村総合計画及びその他の関連計画との整合性を図っています。

## 4 計画期間

この計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。

## 5 計画の具体的内容と成果指標

### 1. 男女共同参画社会に向けた意識づくり

男女共同参画社会を実現するためには、男女平等という意識が浸透し、性別に関わりなく、誰もが社会のあらゆる分野の活動に参画できることが重要です。

これまでの、国・道・村の取組みにより、少しずつ改善されてきているものの長い年月をかけて形成されてきたわが国の慣行や慣習の中には、固定的な役割分担が今もなお、人々の意識に根強く残っています。

本村で実施したアンケートの中では、「村民の周知度」に関して、「男女共同参画社会」を知っていると回答した方は 58.1%で、「名前は聞いたことがある」(23.3%)を加えると 81.4 パーセントの方に周知されています。

結婚に対する考えについての質問では、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきだ」との質問には、「そう思う」は 2.4%となり、「どちらかと言えばそう思う」が 34.5%となっています。

また、家庭生活における夫婦の役割分担についての質問には、「洗濯、掃除」「食事の支度」についてが「主として妻」の割合が高くなっているほか、「生活費を得る」は「主として妻」が極端に少ない割合となっています。

男女共同参画社会の実現には、このような状況を改善するために、家庭、学校、職場、地域における男女共同参画の視点に立った情報提供、学習機会の充実を図ります。

#### 【施策】

①男女共同参画についての正しい理解を深めるため、広報さるふつやホームページの活用により村民にわかりやすく伝えます。

(企画政策課)

②女性団体の活動が、男女共同参画社会の形成に寄与するよう、男女共同参画についての情報提供を行います。

(企画政策課)

③教育関係者へ男女共同参画社会についての情報提供を行います。

(企画政策課・教育委員会)

#### 【成果指標】

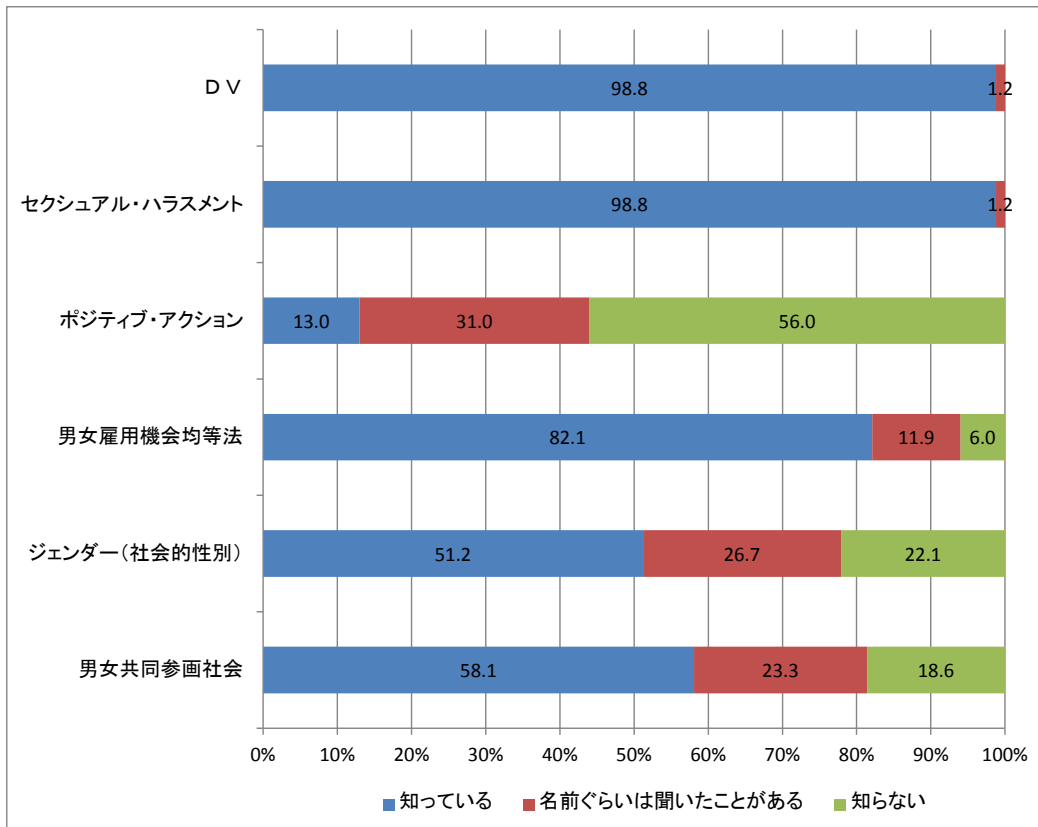
①男女共同参画社会という用語の周知度

(現状) 81.4% → (目標) 100% ※国基準

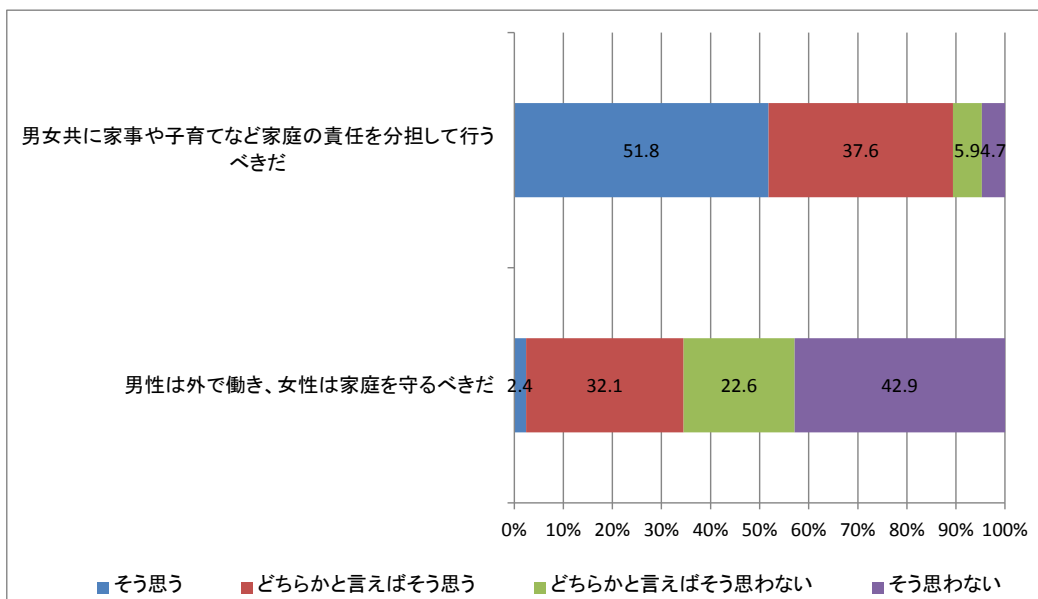
②猿払村男女共同参画基本計画という用語の周知度

(現状) 0% → (目標) 100% ※独自基準

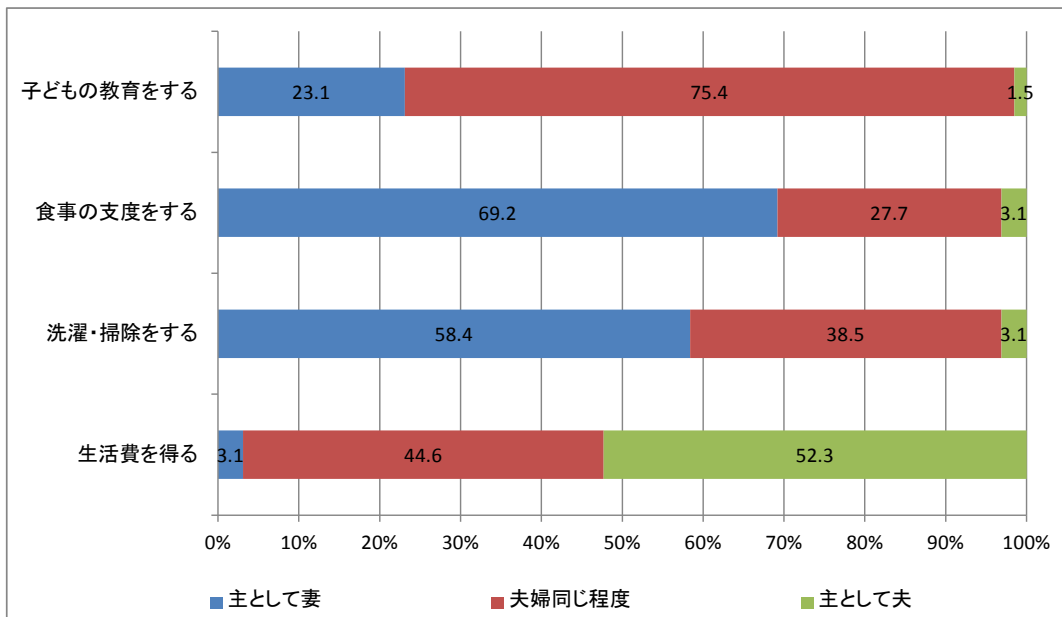
図表1 用語の周知度 (%) 平成29年猿払村独自アンケート調査結果



図表2 結婚に対する考え方 (%) 平成29年猿払村独自アンケート調査結果



図表3 家庭生活の役割分担（%） 平成29年猿払村独自アンケート調査結果



## 2. 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

男女共同参画社会の実現には、男女が共に政策や方針を決定する過程に参画することが重要ですが、本村には女性の村議会議員や自治会長はいない現状です。各種審議会委員等においてもさまざまな意見を募る審議会等の委員選考時には、男女のバランスが取れた選考に配慮します。地域社会や職場での女性の登用を進める上においても、まず行政機関の村において女性の配置や登用に努めます。

さらに、村内企業及びその労働者へ男女雇用機会均等法等の周知を図り、男女が共に活躍できる環境づくりを図っていきます。

※審議会等とは、教育委員会や農業委員会、まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会などの委員会や審議会のことです。

### 【施策】

- ①審議会等への女性の登用を促進します。（全庁）
- ②本村管理・監督的地位にある職員への女性の登用促進（総務課）
- ③村内企業及びその労働者へ男女雇用機会均等法等の周知（企画政策課）

### 【成果指標】

- ①審議会等委員の女性の割合  
（現状）17.6% → （目標）30%以上 ※国基準
- ①本村管理・監督職員に占める女性職員の割合  
（現状）25.86% → （目標）26%以上 ※特定事業主行動計画基準

### 3. 男女間における人権侵害行為の根絶

現代社会において、ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（DV）などがテレビや新聞などで数多く報道されており、これらは重大な人権侵害行為です。そこで、このような行為が犯罪であるということの認識をさらに強めるための啓発活動を行っていきます。また、その被害にあった方や目撃した方が相談できるよう、連絡窓口に関する情報発信もあわせて行っていく予定です。

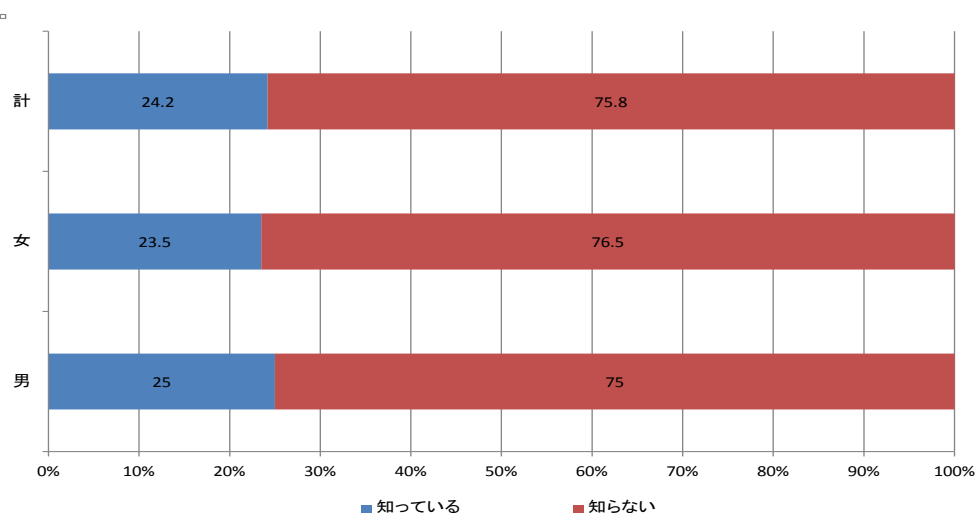
#### 【施策】

- ①配偶者からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、虐待など、性別に起因するあらゆる暴力に対する正しい理解を地域社会に広めるために、国等が作成する啓発用リーフレット等を積極的に配付します。（企画政策課）
- ②男女間における人権を侵害するあらゆる行為を目撃した場合の連絡窓口の周知徹底をします。（企画政策課）

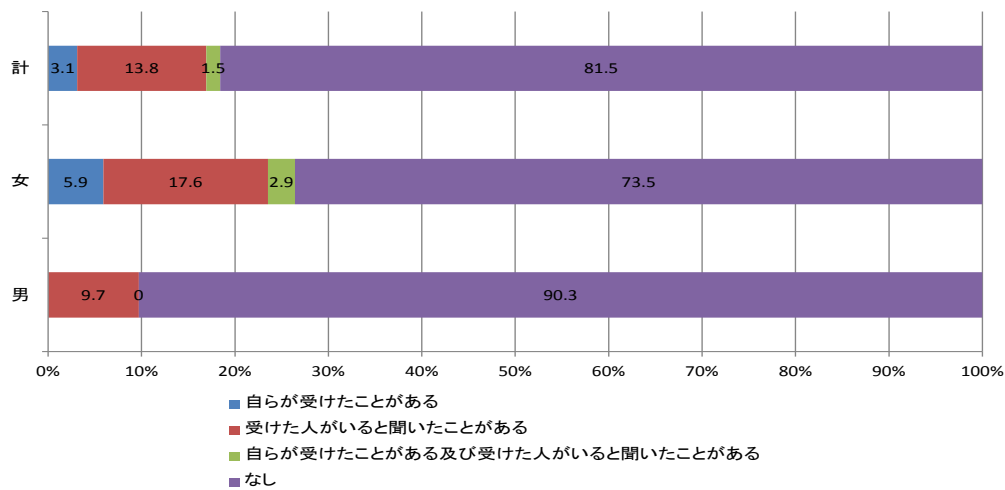
#### 【成果指標】

- ①人権侵害行為を目撃した場合の連絡窓口の周知度  
（現状）男性 25.0% → （目標） 70% ※国基準  
（現状）女性 23.5% → （目標） 70% ※国基準

図表4 相談窓口について (%) 平成29年猿払村独自アンケート調査結果



図表5 人権侵害行為について (%) 平成29年猿払村独自アンケート調査結果



#### 4. 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災（予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階を含む）に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を目指します。

##### 【施策】

- ①災害現場における女性の参画拡大（総務課・消防）
- ②防災施策への男女共同参画の視点の導入（総務課・企画政策課）

##### 【成果指標】

- ①消防団員に占める女性の割合  
 （現状）7.5% → （目標）10% ※国基準



## 5. 生涯を通じた女性の健康支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の基本となります。特に、女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

加えて、スポーツ分野においては、生涯を見通した健康な体づくりを推進するため、男性に比べ女性の運動習慣者の割合が低いことに鑑み、女性のスポーツ参加を推進します。

### 【施策】

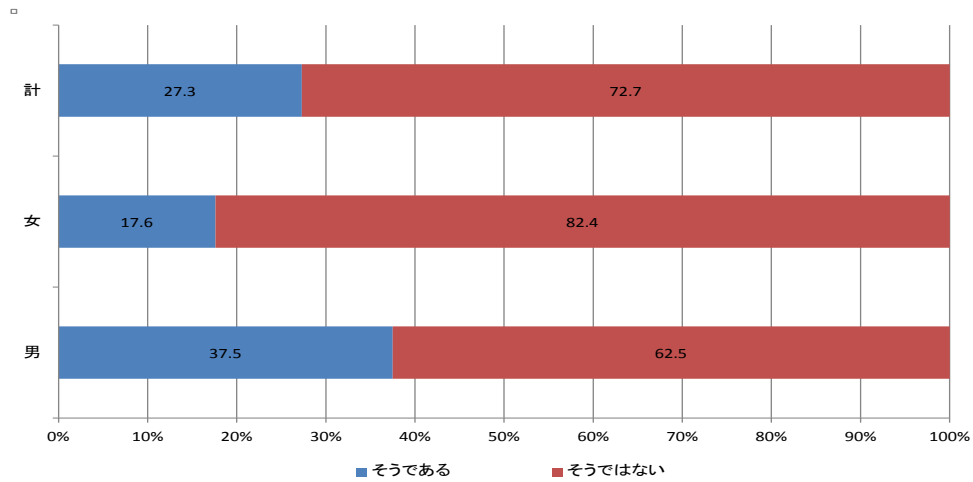
- ①生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面する必要があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）についての知識の普及を図ります。（企画政策課）
- ②性別などにかかわらず誰もが参加できるスポーツ振興に努めます。  
（教育委員会）

### 【成果指標】

- ①子宮頸がん検診受診率  
（現状）13.2% → （目標）50% ※国基準
- ②乳がん検診受診率  
（現状）23.5% → （目標）50% ※国基準
- ③運動習慣のある者の割合  
（現状）27.3% → （目標）20～64歳 男性33% 女性30% ※国基準  
（目標）65歳以上 男性56% 女性46% ※国基準

図表6 運動習慣について（1週間に60分以上運動時間があるか）（%）

平成29年猿払村独自アンケート調査結果



## 6. 計画の管理推進について

男女共同参画社会の実現のためには、計画の進捗状況などの点検・見直し調整を行う必要があります。計画の中期である平成31年度に村民を対象にアンケートを実施し、前期の施策による効果を検証し、計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。

### 【施策】

- ①計画の進捗状況などの点検・見直し調整を行うため、アンケート調査を実施します。（企画政策課）